

由者其半五年五田二年才五田 三年才五田  
 三年三十田其以上二年毎三田但半期毎  
 二支給スルコト

高現役兵予備兵等其ノ 従業員シ解雇  
 也カレト  
 (七) 七條ノ者上ノカウ本考合ニテ支給スルコト  
 (八) 本學費金ヲ支給スルコト  
 (九) 此ノ問題ニ対シテ新制度ヲ出サレト  
 (十) 同題ニ対シテ維持ニ係指者ヲ出サレト

ニテ  
 (一) 最近賃金ニテ五田支給スルコト  
 (二) 現在給折即時ニ別位上スルコト  
 (三) 既述後業員ト同一ノ退社手当及解雇手  
 当ヲ支給スルコト  
 (四) 特開外ノ労働ハ一特開ニ付七才支給スル事  
 (五) 湯銭ヲ支給スルコト  
 (六) 一月間勤続労働ノ際ハ三田ノ手当ヲ支給  
 スルコト  
 (七) 二問題ナリ新制度ヲ出サレト  
 (八) 二問題ニ対シテ維持ニ係指者ヲ出サレト

三 関東高等労働組合ニ加入スルモノ或ハ将来之ニ加入者生レバ場合ニハ改川労働会  
 員ハ自治的精神ニ基キ自発的ニ之レリ退社セシムルコト  
 但シ会社ニ於テ手当後退社ノ必要アリトシ場合ニモ絶対ニ異議アリ申立テカレト  
 古リ要条件ニ承認スルニ若テハ今回ノ紛議ニハキ維持者ヲ出サレ

兼認ニ相シ  
 在御年人ノ召集ニ際シテハ初生公  
 認ム  
 代表者ノ車馬賃ノ実費ヲ認ム  
 不仕要ト認ム  
 別項ニシル

全二十田也シ認ム  
 認ム  
 八特開以上ノ労働ハ一特開ニ付全五才也シ支給ス  
 入浴費ハ会社ニテ負担ス  
 全二田也ヲ認ム  
 不仕要ト認ム  
 別項ノ通

小川 登  
 天田宗郎  
 渡辺孝一  
 小沢寿一  
 安化 焯  
 加藤元久  
 藤崎重前  
 金松 守

昭和五年二月十七日

株式会社改川牛乳商店  
 従業員代表

調停者

嘆 願 書

一 森人事課長ニ退社サレト  
 二 既述賃金最長三田ノ支給スルコト  
 三 三月間見習期間停止  
 四 従業員ヲ採用スル際従業員モ考知サレ  
 ルコト  
 五 従業員解雇ノ際ハ労働会委員ニ承認セバ  
 六 労働会ヲ認メト  
 七 大坂君ノ職首ヲ取消スルコト  
 八 妻帯者ニ対シテ月給十五田支給スルコト  
 九 公休日二日判定但シラコト後業員又  
 全權ノコト  
 十 但シ傷病ノ場合ハ公休ニ採入ナシコト  
 十一 夜勤ハ独三田ヲ以テ基準トスルコト  
 十二 見習代撤廃上称ハ全額ノ如何ヲ月ハ  
 十三 湯銭ヲ支給スルコト

西村 肇  
 小川 登  
 天田宗郎  
 渡辺孝一  
 小沢寿一  
 安化 焯  
 加藤元久  
 藤崎重前  
 金松 守

回 答  
 拒絶  
 三十田  
 一ヶ月間ノ見習  
 不可  
 拒絶  
 改川ノ分ヲ認ム  
 拒絶  
 公傷ハ認ム  
 認ム  
 後前通  
 認ム